

意見書

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 : 107-0052

(ふりがな) とうきょうとみなとくあかさか

住所 : 東京都港区赤坂 7-3-37 プラースカナダ 3F

(ふりがな) ざいだんほうじんりゅうつうしすてむかいはつせんたー

団体名 : 財団法人流通システム開発センター

(ふりがな) かまた よしろう

代表者氏名 会長 鎌田 吉郎

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

<別 紙>

要 旨

帯域占有型免許不要局からの新たな電波利用料徴収については、次の理由により反対する。

1. 電波利用料を徴収することとした場合、現在、まさに実用化段階に入ろうとしている電子タグ (RFID) システムの利活用による流通・物流の効率化、更には新たな産業の発展、ひいては国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を阻害する恐れがある。
2. 電子タグシステムによる電波利用は、それ自体収入をもたらすものではなく、また、電波利用者は多数にわたるので、本システムの円滑な普及を図る観点からも、帯域占有型の場合においても、帯域非占有型の場合と同様、電波利用料徴収の対象からはずすべきである。
3. 電波利用料を徴収することとした場合、グローバルな電子タグ活用システムの普及を阻害する恐れがあるとともに、国際的な批判を受ける可能性がある。
4. 帯域占有型であることを理由に UHF 帯の電波を利用する電子タグシステムにのみ電波利用料を導入し、帯域非占有型のケースについて電波利用料の徴収をしないこととした場合には、実質的に使用電波帯域による差別的な取扱いをすることとなり、電子タグシステムの健全な発展を阻害する恐れがあるとともに、グローバルなシステムの我が国における普及に悪影響を及ぼし、また、国際的な批判を受ける可能性がある。

本 文

財団法人流通システム開発センターは、「総務省の電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書 (案)」で述べられている帯域占有型免許不要局からの新たな電波利用料徴収については、次の理由により反対します。

1. 電波利用料を徴収することとした場合、現在、まさに実用化段階に入ろうとしている電子タグ (RFID) システムの利活用による流通・物流の効率化、更には新たな産業の発展、ひいては国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を阻害する恐れがある。

専用の電波帯域を使う電子タグシステムは、流通・物流分野では、製造業、卸売業及び小売業を結ぶサプライチェーンの様々な段階において一定の帯域の無線を利用し、データの読取り又は書込みをすることとなり、帯域占有型免許不要局による小電力無線システムに該当すると考えられる。

流通及び物流の分野では、まさに帯域占有型の電子タグシステムの実利用が始まろうとしており、普及すれば、流通及び物流の抜本的な効率化に貢献し、ひいては国民経済の発展と国民生活の向上に寄与するものと考えられる。また、無線を利用する電子タグシステムは、流通及び物流分野のみならず、多様な産業活動や国民生活の様々な分野で今後急速に普及し、産業活動の効率化や国民生活の便益向上に多大な寄与をする可能性があるものとする。

このような新たな技術の実用化の初期段階に電波利用料を徴収することとなった場合には、この新技術の導入を阻害し、流通・物流分野の効率化に悪影響を及ぼすとともに、新たな産業の発展、ひいては国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を阻害するおそれがあるとする。

2. 電子タグシステムによる電波利用は、それ自体収入をもたらすものではなく、また、電波利用者は多数にわたるので、本システムの円滑な普及を図る観点からも、帯域占有型の場合においても、帯域非占有型の場合と同様、電波利用料徴収の対象からはずすべきである。

電子タグシステムにおいては、携帯電話のように電波利用それ自体が収入に結びつくものではなく、流通・物流分野の効率化を目的に現行システムに代替するものとして導入されることが見込まれており、電波利用料が導入された場合には、コスト増要因となり、導入を阻害する要因となる。

また、電子タグシステムにおいては、免許不要局における電波利用者が多数にわたり、例え電波利用料を徴収することとした場合には、公平な利用料賦課は難しいと考えられる。

したがって、電波利用自体が収入をもたらさず、電波利用者が多数にわたる電子タグシステムのようなケースについては、帯域非占有型の小電力無線システムと同様に、利用料徴収の対象からはずすべきである。

3. 電波利用料を徴収することとした場合、グローバルな電子タグ活用システムの普及を阻害する恐れがあるとともに、国際的な批判を受ける可能性がある。

現在、世界的には、AUTO ID Center を中心に我が国を含めた世界の産業界と大学が共同で開発した新たな電子タグ活用システムが「EPCglobal Inc.」を中心に実用化の段階に入っており、2005年はじめにも世界の大手流通企業が導入する予定になっている。この「EPCglobal Network System」においては、ISO で国際標準となっている UHF 電波帯域の電子タグシステムを導入することとしている。

このような実用化の初期段階において電波利用料を徴収することとした場合、今後、世界の流通・物流業界でその利用が拡大すると考えられるグローバルシステムである

「EPCglobal Network System」の導入が我が国において阻害される恐れがある。

また、現在のところ、欧米においては、電子タグシステムにおける電波利用について電波利用料の導入の動きはなく、我が国においてのみ電子タグによる UHF 帯の電波利用に課金した場合には、国際的なバランスを欠くこととなり、国際的な批判を受ける可能性がある。

4. 帯域占有型であることを理由に UHF 帯の電波を利用する電子タグシステムにのみ電波利用料を導入し、帯域非占有型のケースについて電波利用料の徴収をしないこととした場合には、実質的に使用電波帯域による差別的な取扱いをすることとなり、電子タグシステムの健全な発展を阻害する恐れがあるとともに、グローバルなシステムの我が国における普及に悪影響を及ぼし、また、国際的な批判を受ける可能性がある。

もし、帯域非占有型である 1 3. 5 6 MHz 帯及び 2. 4 5 GHz 帯における電子タグの電波利用について電波利用料を徴収せず、UHF 帯の電波利用についてのみ帯域占有型であることを理由に電波利用料を徴収することとした場合には、国が同じ電子タグシステムについて電波帯によるコスト負担の差をつけ、差別的な取扱いをすることとなり、不公平であるとともに、自由な競争を阻害することとなり、適切ではない。

また、結果的に、グローバルな電子タグシステムの電波利用のみ電波利用料を徴収することとなり、我が国におけるグローバルな電子タグシステムの普及を阻害する恐れがあるとともに、グローバルシステムの導入を政府が差別的に妨害しているとの言われなき批判を受ける可能性がある。